

短期保証

別表 2 - 1

保証対象部分	保証期間	性能基準	免責事項
土工事 *盛り土、埋め戻し及び整地を行った部分。	2年	盛土、埋戻し及び整地を行った部分は、沈下、隆起、陥没、敷地の排水不良等の現象が生じ、使用上の不都合をきたしてはならない。	これらの部分に多少の沈下等が生じるのは避けられず、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。
コンクリート工事 *アプローチ・ポーチ・玄関土間・テラス・犬走り等主要構造部以外のコンクリート部。	2年	アプローチ・ポーチ・玄関土間・テラス・犬走り等主要構造部以外のコンクリート部分は、著しい沈下、不陸、ひび割れ、隆起、主要構造部とははたわかれ等の現象が生じてはならない。	盛土、埋戻し部分のアプローチ・ポーチ・玄関土間・テラス・犬走り等に多少の沈下等が生じるのは避けられず、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。
木工事 *床・壁・天井・屋根・階段等の木造部分。	2年	木造部分は、木材の変形、変質により著しいそり、割れ、隙間、きしみ等の現象が生じてはならない。	木材は年月の経過により収縮するもので多少の隙間ができるのはやむをえないことであり、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。
ボード・クロス工事 *床・壁・天井のボード、クロス工事による部分	1年	ボード、クロス工事部分は、仕上げ材の剥離、変質、変形、又は著しいすき、浮き、しみ等の現象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。	引き渡し時にご確認いただいた箇所以外のきず、汚れ、破れ、へこみ等。
左官・タイル工事 *床・壁・天井の左官工事部分	2年	モルタル、しっくい、プラスター等の仕上げ部分及びタイル仕上げの目地部分は、剥離、著しいひび割れ、変退色等の現象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。	これらの部分に軽微なひび割れが生じるのは通常避けられず、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。
塗装工事 *塗装仕上げ面 (工場塗装を含む)	2年(外部) 1年(内部)	塗装仕上げ面は、亀裂、はがれ等の現象が生じ、耐久性及び美観を損なってはならない。	モルタル等下地の材料の収縮により、軽微な亀裂、又は隙間が生じるのは通常避けられず、住宅の品質、性能を損なうものではありません。
建具・ガラス工事 *外部及び内部建具	2年	建具又は建具枠は、変形、腐蝕等の現象が生じ、がたつき、開閉不良等による機能低下をきたしてはならない。 外部建具は、建具から雨水が流入してはならない。	引き渡し時にご確認いただいた箇所以外の、ガラスの割れ、襖、障子の傷、破れ。
組積工事 *コンクリートブロック、煉瓦等の組積による内・外壁	2年	組積工事の目地部分は破損、亀裂、仕上げ材の剥離等の現象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。	これらの部位に軽微なひび割れ、組積表面の軽微な段差、凸凹は通常生ずるものであり、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。
屋根工事 *屋根仕上げ部分	2年	屋根ぶき材は、浮き、著しいずれ、腐蝕、変形、破損等の現象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。	これらの部分の毛細亀裂及び構造上、機能上影響のないものは、通常避けられず住宅の品質又は性能を損なうものではありません。
板金工事 *とい	2年	といは、脱落、たれ下がり、破損、著しい腐蝕等の現象が生じ、その機能を損なってはならない。	
*水切・雨押さえの金属板	2年	水切、雨押さえの金属板は、継手の浮き、はがれ、著しい腐蝕等の現象が生じ、下地材への雨水の浸入防止機能を損なってはならない。	